

## もくじ

山内よし子議員	意見書・決議討論	1
加味根史朗議員	議案討論	4
	議案等議決結果	6
	請願採択結果	7
	意見書案採択結果	8
	意見書案文紹介	9

●京都府議会 12015 年 12 月議会で日本共産党の山内よし子議員、加味根史朗議員が行った討論等を紹介します。

### 意見書・決議案討論

**山内よし子 議員** (京都市・南区)

2015 年 12 月 18 日

日本共産党の山内よし子です。ただいま議題となっております意見書案 12 件について、わが党提案の 6 件の意見書案と 3 党派提案の「建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書案」及び「ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書案に賛成し、他の 4 件の意見書案に反対の立場で討論します。

最初にわが党提案の 6 件の意見書案についてです。

「まず消費税 10%への増税中止を求める意見書案」についてです。

政府は 2017 年 4 月からの消費税率の 10%への引き上げを決めました。しかしこれまで消費税が増税されるたびに、景気が悪化し、とりわけ昨年 4 月の 8%への増税ははじめて景気が悪化している中で行われたものであり、内閣府の景気ウォッチャー調査でも「円安や燃料費の高騰が続き、工事価格も大幅に上げなければ採算がとれない」「消費税増税による商品の実質的な値上がり円安による物価高は、実質賃金を押し下げているので、客は消費に対してますます慎重にならざるを得ない」などの声が出されていました。

政府はこうした中でも 10%への増税を押し進めるために、食料品を 8%に据え置く軽減税率を導入するとしています。しかし実態は軽減どころか 4 兆円を超える大增税で、1 家族あたり年 4 万円以上の負担増となります。与党は、『軽減税率』の『財源』を確保するためとして、『4000 億円の低所得者対策』をとりやめるとしていますが、何のための『軽減税率』なのか全く説明がつきません。結局、大增税を『軽減税率』というオブラートに包んで無理やり飲みこませるといふものであり、消費税の 10%への増税は中止すべきです。

次に「関西電力高浜原子力発電所 3・4 号機の再稼働等に反対する意見書案」についてです

関西電力は高浜原発 3・4 号機の再稼働に向けて、すでに着々と準備をすすめています。しかしどれだけ対策を行っても安全だといえないのが原子力発電です。

しかも東京電力福島原発で起こった事故は、いまだに収束していません。9 月 3 日から東京電力は建屋周辺の井戸から地下水をくみ出し、浄化設備で放射性物質を一定低減させたあと、海に放出するとしています。

一定浄化したとはいえ、汚染水を意図的に海に放出するなど、初めてのことであり、それだけ原発事故が

起これば対策が難しいことをしめしています。

福島から県外避難を余儀なくされている方々は全国にいまだに 47000 人以上おられ、これまでの生活もふるさととも地域の絆や家族の絆も奪われ、さらに子どもの甲状腺がんが多発するなど、取り返しの付かない健康被害も報告されているのです。

16 日に行われた「福井エリア地域原子力防災協議会」では本府も含めて滋賀、福井の両県が内閣府が提示した高浜原発の避難計画を了承したと報道されています。しかし降雪時の対応、避難車両の確保や、渋滞対策などをどうするのか、高齢者や障害者の避難のための人員の確保はどうするのかなど、実効ある避難計画には程遠い状況で府内各地から不安の声がよせられています。しかも避難所として指定されている京都市の学校跡地が民間活用の対象となり、実際に受け入れができない可能性も明らかになったのです。

実効性のある避難計画さえできていないもとの原発の再稼働など絶対に許せません。京都では舞鶴や宮津に放射性廃棄物の中間処理施設が建設されるのではないかと、大きな不安が広がっていますが、そのことは原発そのものが危険であることを府民が知っているからです。高浜原発の再稼働は中止せよとの声を京都府議会からあげようではありませんか。

#### **次に「マイナンバー制度の実施中止を求める意見書案」についてです。**

赤ちゃんからお年寄りまで日本に住む人に一人残らず 12 桁の番号を割り振って国が管理する「マイナンバー制度」の番号通知が 10 月から始まりました。利用開始は来年 1 月ですが、国民が望んでもいない番号を“これがあなたの一生変わらない番号です”と一方的に送りつけるやり方は、あまりに乱暴で危険です。

そもそもこの制度は、個人の所得も資産も、さらには病歴なども国が把握し、社会保障の抑制と徴税の強化に利用することを目的としたものです。さらに民間への活用も検討されており、個人の情報が企業の利益に利用されようとしているのです。政府が宣伝するような「メリット」はなく、個人情報の流出やなりすましなどの危険性が指摘されており、人口約 3 億 1000 万人のアメリカでは、年間 900 万件をこえるなりすまし犯罪が起こっているのです。

初期費用だけで約 3000 億円も投じ、国民にも自治体・企業にも多大な負担と労力を求めるマイナンバー制度は中止することが必要です。

#### **次に「教育予算を増やし、35 人以下学級の実現と教員定数の拡充を求める意見書案」についてです。**

少人数学級が実施されているところでは保護者からは「子ども一人ひとりに手をかけていただいている感じがする」「学校に行くのを楽しみにするようになった」 教員からは「授業中でも全員のノートを見て個別の声かけや指導ができる」子どもからは「わからないところを先生に聞くことができる」と 1 クラスの人数を小さくすることが教育上大きな効果があることはすでに明らかになっています。

しかも子どもたちをめぐる環境は近年大きく変化し、貧困と格差の拡大、特別な支援が必要な子どもたちの増大など、少人数学級をさらに促進することが求められています。

ところが国はこうした流れに逆行し、教員定数の削減と 12 学級未満の小中学校の統廃合を加速しようとしていることは看過できません。

すべての子どもたちにゆきとどいた教育を保障するためにも、小・中・高すべてのクラスで 35 人以下を実現し、教員定数を拡充することは、喫緊の課題であり賛同を求めるものです。

#### **次に「TPP 大筋合意の撤回を求める意見書案」についてです。**

12 月 1 日、ハートピアで開催された TPP 参加反対京都ネットワークの集会には立見ができるなど、多くの府民が参加しました。アジア太平洋資料センターの内田しょうこ氏が講演し、日米政府公表文書については日本政府が公表した概要は 1000 ページの英文テキストを 100 ページに抄訳したもので、日米 2 国間並行協議も含め、いまだ全容が明らかにされていないとのことでした。

一方で大筋合意の中身だけ見てもこれまで「聖域」とされていた農産物重要 5 品目についても大幅な譲歩を行っています。そもそも安倍政権は 2012 年の総選挙で『TPP 断固反対、うそつかない ぶれない自民党』というポスターを大々的に張り出し、その舌の根も乾かないうちに交渉に参加し、公約をやぶって主要 5 品目についても譲歩を行ってきたのです。

日本の農業も経済も、雇用も社会保障も諸外国に売り渡すような TPP 交渉からは即時撤退すべきです。

次に「**国立大学の学費値上げにつながる運営費交付金削減の中止を求める意見書案**」についてです。

財務省が、大学予算削減のために、国立大学の授業料引き上げと運営費交付金の大幅削減を提案したことに対し、国立大学協会や中央教育審議会が抗議声明を出すなど、批判と危惧の声が広がっています。提案の中身は15年間、交付金を毎年1%削減する一方で産学連携などによる毎年1.6%の自己収入増と、少子化に対応した大学の「規模の適正化」を迫るもので、高等教育に対する国の責任放棄と言わざるを得ません。産学連携による収入増には限界があり、しかも国策に沿った、あるいは経済界に寄与する研究のみが優先されて学問、研究の自由が脅かされる危険もあります。仮に、授業料引き上げだけで自己収入を増やすとなれば、授業料は毎年2万5千円の値上げ、16年後には40万円増の93万円にもなり、まさに高等教育無償化の流れに逆行するものです。

また、運営費交付金の削減により、少子化に対応した「規模の適正化」を図るとする提案は、大学の再編・縮小を招くことにつながります。すでに運営費交付金は、2004年の国立大学法人化後1470億円(11.8%)も削減され、経常収支における交付金割合は48%から34%に低下しており、国立大学協会は「運営基盤は急激に脆弱化しており、諸経費の高騰も相まって危機的な状況」と訴えておられます。大学の運営交付金を思い切って増額し、学費を引き下げ、誰もが大学で学ぶことができる環境の整備こそが求められているのです。以上わが党提案の意見書案への賛同をもとめるものです。

また「**建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書案**」について、アスベスト被害者やその遺族の皆さん、支援団体の皆さんや全京都建築労働組合のみなさんが永年求め続けてこられ、今議会でもわが党のまえくぼ議員が一般質問で、国と本府に対策を求め、国会でも地方議会でも一貫して求め続けているもので賛成です。

そもそもアスベストは戦前から使用されてきましたが、欧米各国ではその危険性が明らかになる中で、1970年代以降、規制を強化し使用量を激減させました。ところが我国では政府がその危険性を知りながら規制を怠り、業界ぐるみの製造・販売が続き、全面禁止は2006年と遅れたことが被害を拡大させた大きな要因です。

全国で国と関連企業の責任を求める訴訟がおこり、京都においても被害者やその遺族28人が提訴し、来年1月には京都地裁で判決が出されますが、すでに14人の原告がなくなるなど、その解決には一刻の猶予もなく、国と企業の責任を明確にした早期救済と再発防止対策は待ったなしです。

「**ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書案**」についてもわが党議員団も議会内外で求めてきたもので、当然賛成するものですが、政府による医療改悪と患者負担の増、社会保障の改悪を進めることの転換が求められていることもあわせて指摘するものです。

次に「**主権者教育の確立と投票機会の拡充を求める意見書案**」についてです。

18歳選挙権の実現は、高校生が主権者としての自覚を高め、政治的教養を深める契機となることが求められます。そもそも国民主権にもとづき国民の代表者を選出するなど政治に参加することは、最大限に保障されるべき権利であり、そのことなしに民主主義は成り立ちません。

しかし、文部科学省が新たに示した「通知」では、生徒の政治活動等について学校長は「必要かつ合理的な範囲内で、在学する生徒を規律する包括的権能を有する」として、「生徒による政治活動等は・・・必要かつ合理的な範囲内で制約を受ける」として、権限を学校長に委ねています。このことは、生徒の基本的人権よりも学校長の権限を優位に置くことにほかならず、「侵すことのできない永久の権利」としている憲法に反するものです。

また「通知」は、指導上の留意事項として、「教員は個人的な主義主張を述べることは避け」として教員の「地位利用」の概念を無限定に広げて、政治教育に適用させようとしています。児童生徒が真に政治的教養を育むためには、学問の自由、表現の自由、思想・良心の自由などが全面的に保障された環境が必要です。また、教育の条理にもとづき教職員の教育活動上の自由が保障されるべきことはいまでもありません。政治問題について生徒から「先生はどういう意見か」と聞かれれば率直に意見を述べるなど、自由な雰囲気の中でこそ主権者教育は生きいきとしたものになり、生徒たちの政治的教養も深まります。

憲法上の国民の権利、自由は国会が制定する法律をもってしても制限してはなりません。それを公然と制限したのが戦前の日本であり、ナチスドイツでした。

意見書案は、「政治的中立性」を口実にして憲法や子どもの権利条約で保障された「表現の自由」「意見表明権」などの権利を蹂躪し、憲法で保障された教員の活動に様々な制約を加えることにつながりかねないものであり、反対です。

次に「**関西メガリージョンの早期実現を求める意見書案**」、「**文化庁等政府関係機関の京都移転を求める意見書案**」、及び「**地方大学の機能強化を求める意見書案**」の**3件**の意見書案についてです。

3件の意見書案は政府が進める「地方創生戦略」に基づくものです。

地方創生は、人口減少への危機感をあおり、社会保障費と地方交付税の削減は仕方がない、足りない分は民間投資の活用と住民の『自助・互助』で賄えというものです。平成の大合併が自治体周辺部での大幅な人口減少をもたらしました。本府においても合併により役場がなくなり、職員が減り、さらに保育園や学校の統廃合など「何もいいことがなかった」と当時合併に賛成した人たちが口にするほど、周辺部の活力が失われてきました。地方創生の地方中枢拠点都市圏構想は、さらなる人口減少をもたらす過ちを繰り返すだけあります。

関西メガリージョンとは地方の疲弊と東京一極集中を作り出した自民党政治の総括も反省もないまま、財界・大企業主導の成長戦略のために地方の構造改革を進め、地方の切り捨てを促進するものです。

意見書案の北陸新幹線整備についても在来線の切り捨てなど、地方を疲弊させるものです。そして東京一極集中への対抗策として文化庁等を京都に移転させようとしています。誘致が実現すればあたかも活力が沸くような幻想を振りまくものにすぎず、さらに移転先が、地域のコミュニティの場として活用されている京都市の小学校の跡地という、地元住民不在の計画です。地方大学の機能強化についても、地方大学を「地方創生の拠点」と位置づけることは、大学を政府の政策に追随させ、大学の自治と学問の自由を侵害しかねません。国立大学法人運営交付金や公立大学に係る地方交付税措置の充実、私学助成の拡充は当然のことですが、教育にかかる予算をこれまで削ってきた責任が問われるものです。

よって反対です。

以上で討論を終わります。ありがとうございました。

日本共産党のかみね史朗です。議員団を代表して、第1号議案、平成27年度京都府一般会計補正予算(3号)、第3号議案、京都府豊かな森を育てる府民税条例制定の件、第4号議案、京都府豊かな森を育てる基金条例制定の件、第6号議案、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例一部改正の件、第10号議案、京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進に関する条例一部改正の件、第16号議案、京都府地方税機構規約変更に関する協議の件の6件に反対し、その他の議案に賛成する討論を行います。

第1号議案は、新総合資料館関係の減額補正と債務負担行為設定が中心です。新総合資料館をめぐる「総ガラス張り」「つり天井」など外見を重視するあまり建設費がかさみ、その分を減らすために現場職員からつよく要求された電動式大型書架をはじめとする施設整備が抑えられてきました。今回の補正でも、知事の議案説明で、「財政状況を踏まえ、事業費総額は変更しないこととし、設備関係の経費削減などによる減額補正を行い」と述べているように、整備費の増額分を設備整備費の削減で帳尻を合わせているものです。総合資料館の命というべき施設整備を無理やり削減し、必要な施設整備をおろそかにするやり方は、本末転倒した施設整備のあり方であり、財政運営としても異常であるということを引きしく指摘しておきます。

第3号議案、第4号議案についてですが、森林の荒廃や林業の衰退をもたらした最大の原因は、林産物の輸入自由化と林業予算の削減など長年にわたる国の林業政策にあります。本府も平成21年度の87億円の林業予算を30億円以上削減するなど国に追随してきたことは重大です。こうした林業政策の誤りに対する反省も政策の転換もなく、府民に負担を押し付けるやり方は、とうてい許されません。しかも消費税増税や社会保障の削減、非正規雇用の拡大などによって府民の暮らしは厳しさを増しており、こうした中で、府民一律に負担を求める新たな府民税の創設は、府民合意もなく、府民生活を圧迫する要因ともなるため反対です。

次に第6号議案についてです。これはマイナンバーの実施に伴うものですが、通知カードが現在送付されているものの、府域で9万8,000件も返送されており、準備・対応を迫られる地方自治体や企業からは、新たな出費や業務負担の増大など、制度開始前にすでに混乱が広がっています。

そもそも個人情報は分散して管理をした方がリスクは低いにもかかわらず、マイナンバーのように「一元化」するやり方は、個人情報を格段に危険にさらすものであります。しかもこの間、情報漏えいが相次ぎ、社会問題となっている時に、マイナンバー制度を実施することは、まったく逆行するものであり、これに伴う条例一部改正には反対です。

第10号議案については、安倍内閣がアベノミクスの地方版の一つとして行った地域再生法の一部改正に基づくものです。この法改正では、小さな拠点形成と企業の地方拠点強化の促進を柱に推進しようとするものですが、小さな拠点形成によって選択と集中をすすめる、拠点周辺地域の住民生活と産業を切り捨て、農業用地の転用を促進していく危険性があります。企業の地方拠点強化の促進は、地方の安定した良質な雇用を確保することを一つの目的にしていますが、安倍内閣のもとで主に限定正社員化の推進がうたわれており、工場や職種がなくなれば解雇されることになり、安定した良質な雇用を確保することにはなりません。

また地方活力向上地域に本社機能等を有した企業や研究所、研修所を移転もしくは整備拡充した場合に不動産取得税の2分の1の減税を行おうとしています。しかし、既存企業を拡充する拡充型事業は、人口10万人以上の経済圏であって、一定の産業集積が形成され、大学、研究施設等が存在し、研究開発に係る一定の環境が整っている地域への立地に限られており、その地域にすでに立地している大企業や特定の企業にさらに特別の税制や融資の優遇措置を行うことには問題があります。

地域経済の活性化と安定した雇用の拡大のためには、市町村で活動するすべての中小企業や地場産業、伝統産業、農林漁業を下支えし応援することこそ求められており、今回の特定企業への税制優遇策には反対であります。

第16号議案については、京都地方税機構に軽自動車税の課税業務を追加するものですが、すでに徴収業務の移管に伴い、生活実態を無視した一律のとりたて強化に対して住民の批判が広がっており、さらに課税業務を追加し、その対象を拡大していくことは、自治体における課税自主権を侵害するものであります。しかも、税機構に派遣される自治体職員は税にかかわる業務をしたことがない方が2～3年で交代し、派遣元の自治体では税業務そのものに携わる体制が弱まるため、結果として住民の立場に立った自治体の税務行政が形骸化し、納税者の権利を狭めることにもつながり反対であります。

なお、補正予算案で京都府の農業や中小企業、地域経済へのTPPの影響を調査検討することとしていますが、すでに明らかになった内容だけでも日本と京都の農業の危機に決定的な追い打ちとなるという認識を持つべきであります。

東大大学院の鈴木宣弘教授は、「大筋合意」によって、米では約1100億円、牛肉で3262億円、豚肉で4141億円、乳製品で960億円などあわせて1兆円を超える被害が農業分野で出ると試算しています。農水省自身も、「長期的には価格下落が懸念される」と影響を認めざるを得ませんでした。TPP合意が日本と京都の農業に重大な打撃となることは議論の余地がありません。

今何よりも必要な対策は、TPPからの撤退であり、本府として、政府に対し強く働きかけるべきであることを指摘しておきます。

最後に、今年も残り少なくなりました。今年の漢字に「安」という字が選ばれました。安保法制、戦争法の強行など安倍内閣の暴走に国民の不安がいかに大きいかを示すものだと思います。そして、戦争法の廃止のために若者や若いママたちが立ち上がるなど大きな希望が見えた年でもありました。来年は、年明け早々から憲法と暮らしを守る京都の新しい政治と国政をつくるために、府民のみなさんと全力あげてことを表明し、私の討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

【議案等議決結果】

議案 番号	件名	議決 月日	議決 結果	賛否の状況				
				自 民	共 産	民 主	公 明	維 新
第1号	平成27年度京都府一般会計補正予算(第3号)	12月18日	原案可決	賛成		賛成	賛成	賛成
第2号	京都府少子化対策条例制定の件	12月18日	原案可決	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成
第3号	京都府豊かな森を育てる府民税条例制定の件	12月18日	原案可決	賛成		賛成	賛成	賛成
第4号	京都府豊かな森を育てる基金条例制定の件	12月18日	原案可決	賛成		賛成	賛成	賛成
第5号	京都府建築審査会条例全部改正の件	12月18日	原案可決	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成
第6号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例一部改正の件	12月18日	原案可決	賛成		賛成	賛成	賛成
第7号	京都府府税条例一部改正の件	12月18日	原案可決	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成
第8号	社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備等の基準に関する条例一部改正の件	12月18日	原案可決	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成
第9号	旅館業法施行条例等一部改正の件	12月18日	原案可決	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成
第10号	京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進に関する条例一部改正の件	12月18日	原案可決	賛成		賛成	賛成	賛成
第11号	京都府立都市公園条例一部改正の件	12月18日	原案可決	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成
第12号	鳥取豊岡宮津自動車道野田川大宮道路建設工事委託契約変更の件	12月18日	原案可決	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成
第13号	京都府自殺対策推進計画を定める件	12月18日	原案可決	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成
第14号	京都府食の安心・安全行動計画を定める件	12月18日	原案可決	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成
第15号	当せん金付証票発売の件	12月18日	原案可決	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成
第16号	京都府地方税機構規約変更に関する協議の件	12月18日	原案可決	賛成		賛成	賛成	賛成

第 17 号	収用委員会委員の任命について同意を求める件	12 月 18 日	同意	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成
第 18 号	収用委員会予備委員の任命について同意を求める件	12 月 18 日	同意	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成

【請願採択結果】

文化・教育常任委員会付託分

受理番号	受理年月日	件名	審議結果	摘要
138	平成 27 年 12 月 7 日	教育格差をなくし、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求めることに関する請願	不採択	

農商工労働常任委員会付託分

受理番号	受理年月日	件名	審議結果	摘要
139	平成 27 年 12 月 8 日	TPP 交渉に関する請願	不採択	

【意見書採択結果】

件名	議決 月日	議決 結果	賛否の状況				
			自民	共産	民主	公明	維新
「関西メガリージョン」の早期実現を求める意見書	12月 18日	原案 可決	賛成		賛成	賛成	賛成
文化庁等政府関係機関の京都移転を求める意見書	12月 18日	原案 可決	賛成		賛成	賛成	賛成
ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書	12月 18日	原案 可決	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成
主権者教育の確立と投票機会の拡充を求める意見書	12月 18日	原案 可決	賛成		賛成	賛成	賛成
地方大学の機能強化を求める意見書	12月 18日	原案 可決	賛成		賛成	賛成	賛成
建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書	12月 18日	原案 可決	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成
マイナンバー制度の実施中止を求める意見書	12月 18日	否決		賛成			
消費税 10%への増税中止を求める意見書	12月 18日	否決		賛成			
関西電力高浜原子力発電所 3・4号機の再稼働等に反対する意見書	12月 18日	否決		賛成			
教育予算を増やし、35人以下学級の実現と教員定数の拡充を求める意見書	12月 18日	否決		賛成			
国立大学の学費値上げにつながる運営費交付金削減の中止を求める意見書	12月 18日	否決		賛成			
TPP 大筋合意の撤回を求める意見書	12月 18日	否決		賛成			

意見書案第1号

「関西メガリジョン」の早期実現を求める意見書

地方創生の確実な推進は、日本経済のさらなる強化による福祉の向上や日本の機能を喪失させる危険がある首都直下型地震への備えとして、大変に重要である。その方法として東京一極集中の是正が必要であり、その実現を確実に進めていくことを求めている。

そのためには、人・モノ・金・仕事・情報の流れが、東京発だけに止まらず、関西圏がその役割を分担するとともに、本府が発展することで、より強靱な国づくりへと進む時期を迎えていると考える。待望であった新名神高速道路が平成35年度に全線開通することは、物流を中心に道路交通網においても、京都・大阪環状ネットワークが形成されるだけでなく、関西発の新たな人・モノ・金・仕事・情報の流れをつくる事が出来ると考える。

まず、京都府においてはその役割を果たすため、日本海側拠点港に指定された京都舞鶴港を持つ舞鶴市域が、今後重要性を増す。日本海沿岸諸国との国際経済交流が、より一層加速された場合、その効果は、京都府北・中部地域の観光及び経済発展のみならず、関西全域にその効果を発揮する。

また、世界的な観光都市である京都市の役割をさらに強化する必要がある、そのためには日本海側と京阪神地域がより近接・緊密になり、さらに関西国際空港、四国が繋がるなど、関西を起点とする「もう一つの新幹線ネットワーク」の形成が不可欠である。

その意味から、北陸新幹線が果たす役割は、何よりも重要であり、関西にとって最も効果が発揮されるルートである、いわゆる「敦賀以西ルート」は、最適の選択である。

については、国におかれては、強靱な国土をつくり、地方創生の下、府域の均衡ある発展を進めるために、「関西メガリジョン」を早期に実現させるための予算措置をはじめ、あらゆる手段を講じることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 崎 正 昭 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
国土交通大臣	石 井 啓 一 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿
地方創生担当大臣	石 破 茂 殿

京都府議会議長 植 田 喜 裕

意見書案第2号

文化庁等政府関係機関の京都移転を求める意見書

東京一極集中が進み、地域間格差が拡大する中、地方創生を積極的に推進することは我が国の将来にとって最重要課題であり、中でも、政府関係機関の地方移転は、東京一極集中を是正するために、国として積極的に推進すべきである。

とりわけ、京都は、千年以上の長きにわたり文化を守り育んできた歴史と知恵があり、全国各地の文化の振興に貢献しうる素地がある。国宝や重要文化財など歴史的価値のある文化財の多くが関西・京都に集積しており、加えて伝統芸能から現代芸術、映画・映像等コンテンツ分野まで多様な文化も集積しているなど、日本の文化行政を展開する十分な力がある。

こうした蓄積をもとに、京都では源氏物語千年紀事業や「古典の日」の制定、琳派400年記念事業など国家的な文化事業を先導・けん引してきたところであり、今般の文化庁等の移転提案に当たっても、京都府・京都市・京都経済界・文化芸術関係者等が一体となって取り組んでいる。

これらのことから、文化庁等を京都に移転することにより、「政治・経済」と「文化」の双眼構造を構築し、その両面から日本を創生していくべきである。

また、多様な分野の最先端研究機関の集積や、産学公連携の実績によるオープンイノベーションの基盤がある関西文化学術研究都市に国の関連研究機関を移転することは、我が国の研究開発や産業・科学技術の一層の発展に貢献しうるものである。

については、国におかれては、文化庁等政府関係機関の京都移転を実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 崎 正 昭 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
文部科学大臣	馳 浩 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿
地方創生担当大臣	石 破 茂 殿

京都府議会議長 植 田 喜 裕

意見書案第3号

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進  
を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ外傷等、身体への強い衝撃により、脳脊髄液が漏れ、頭痛、めまい、吐き気、けん怠感等の様々な症状を発症する病気であり、その症状は、外見的には見えないため、患者及び家族は、医療現場や交通事故時の医療・保険関係者の無理解に、肉体的、精神的な苦痛を味わってきた。

国は、平成19年に厚生労働省研究班を立ち上げ、平成23年には脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の診断基準が定められた。また、平成24年にはブラッドパッチ療法が「先進医療」として承認され、平成26年1月に行われた先進医療会議においては、ブラッドパッチ治療の有効率は82%（527件中432例が有効）と報告されたところである。さらに、「外傷を機に発生する、脳脊髄液の漏れ」の診断基準の研究がなされており、ブラッドパッチ療法の保険適用が切に望まれる。

については、国におかれては、次の事項について早期に実現されるよう強く要望する。

- 1 脳脊髄液減少症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）を保険適用とすること。
- 2 厚生労働省の研究事業においては、症例を幅広く取り入れること。
- 3 脳脊髄液減少症の早期発見・早期治療のため、医療関係機関への情報提供を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 崎 正 昭 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
厚生労働大臣	塩 崎 恭 久 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議員 植 田 喜 裕

意見書案第4号

主権者教育の確立と投票機会の拡充を求める意見書

公職選挙法が改正され、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられた。1945年に選挙権年齢が20歳以上の男女とされて以来、70年ぶりの大改革である。

18歳選挙権の実現は、若年層の社会参加、政治参加を推進させ、民主主義をさらに発展させるためにも、大いに期待されるものである。

については、国におかれては、主権者教育の確立と投票機会の拡充を推進するため、次の事項について強く要望する。

- 1 政治的中立性を担保した上で、初等中等教育段階から、国や地域、社会における現実の課題や争点について自ら考え、判断し、行動する能力を育てるための主権者教育を推進する仕組みづくりを行うこと。
- 2 投票区にとらわれず駅や大学構内など、有権者それぞれが最も利便性が高いと考える投票所の創設や期日前投票所の開閉時間の弾力化など、投票機会を拡大するためのハード整備を行うとともに、そのための適切な財源の確保と必要な法制度の整備を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月 日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山崎正昭	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
総務大臣	高市早苗	殿
文部科学大臣	馳浩	殿
内閣官房長官	菅義偉	殿

京都府議会議長 植田喜裕

地方大学の機能強化を求める意見書

地方創生に向けた政府の総合戦略において、地方大学の果たす役割は重視されており、特に、「地域ニーズに対応した人材育成」や「地方課題の解決への貢献」、「地元企業への就職率の向上・地元への若者の定着」など、これまで以上の取組が期待されている。しかし、国立大学の運営費交付金は年々削減され、教育の質の低下や将来的な学生定員数の削減につながりかねない状況にあり、公立大学においても地方交付税措置等のさらなる充実が求められているところである。また、私立大学においても少子化の進行による定員充足率の低下や私学助成の減額によって、大学経営そのものに大きな影響を与えている。

地方創生に向け、地域と大学がこれまで以上に積極的に取り組もうとする中、若者の地元定着や、地域のニーズに対応した人材育成などに大きな影響が出てくることが懸念されることから、国におかれては、次の事項について必要な措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 知の拠点である地方大学を「地方創生の拠点」として位置付け、地域の産業振興・雇用創出に資する研究開発、若者の地元定着や地域人材の育成につながる教育など、地方大学の地方創生に貢献する取組に対して支援を図ること。
- 2 地域ニーズに即した人材育成や技術開発をはじめ、地域課題の解決に向けた、地方大学の地元自治体や産業界等と連携した取組に対し支援の充実を図ること。
- 3 地方で若者が一定水準の専門知識を習得できるよう教育の質の確保を図るとともに、大学で学ぶ学生定員確保のため、その基盤となる国立大学法人運営費交付金の充実や公立大学に係る地方交付税措置等の充実、私立大学に対する私学助成の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月 日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山崎正昭	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
総務大臣	高市早苗	殿
文部科学大臣	馳浩	殿
内閣官房長官	菅義偉	殿
地方創生担当大臣	石破茂	殿

京都府議会議員 植田喜裕

意見書案第6号

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト（石綿）被害は、多くの労働者に広がっている。現在でも、建物の改修・解体に伴い、アスベストの飛散は起こり、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害となっている。また、東日本大震災で発生した大量のがれき処理についても被害の拡大が心配されている。

欧米諸国で製造業の従事者に多くの被害が出ているのに比べ、日本では、建設業従事者に最大の被害者が生まれていることが特徴である。これは、輸入された石綿の80%から90%が建設資材に使用され、日本では建築基準法等で不燃化、耐火工法として石綿の使用を進めてきたことに大きな原因がある。

建設業は、重層下請構造や多くの現場に従事することから、労災認定にも多くの困難が伴い、認定されないことが多々あるほか、多くの製造業で支給されている企業独自の上乘せ補償も充実していないことが実態である。

国は平成18年に「石綿による健康被害の救済に関する法律」を成立させ、その後も医療費・療養手当の支給対象期間の拡大等の改正を行っているが、補償内容としては不十分なもので、被害者及びその遺族の生活も含めた補償の充実や救済基金の拡充など、制度の抜本改正を求める声があがっている。石綿による疾病は、30年から40年という長期間経過したのち発症することが多く、亡くなってから労働災害が認定される事例や、医学的認定基準を満たさず、労働災害の認定に結びつかない事例がある。平成24年の東京地裁判決、平成26年の福岡地裁判決は、いずれも国の責任を一部認めるものとなったが、被害者の苦しみは今なお続いており、早期に労働災害が認定されることは、発症した建設業従事者にとって大きな支えとなるものである。また、多くの被害者が発生している建設業従事者に対する救済が図られることで、すべてのアスベスト被害者に対する問題解決に波及するものと考えられる。

については、国におかれては、建設業従事者におけるアスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとり、アスベスト問題の早期解決を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月 日

衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	山	崎	正	昭	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
財務大臣	麻	生	太	郎	殿
厚生労働大臣	塩	崎	恭	久	殿
国土交通大臣	石	井	啓	一	殿
環境大臣	丸	川	珠	代	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿

京都府議会議長 植 田 喜 裕

意見書案第7号

マイナンバー制度の実施中止を求める意見書

本年10月よりマイナンバーの送付が始まったが、京都府内では8.2%が未送達となるなど、混乱や不安の声が強まっている。

2016年から社会保障、税、災害対策の3分野への活用をすることとし、個人カードの発行、税・公的保険書類の番号記載等が始まり、政府はさらに預貯金口座へのマイナンバーの付番、検診・予防接種、医療などの情報共有等全てをマイナンバーで管理しようとしている。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第6条には、利用事務の拡大、情報連携の拡大、情報インフラとして活用検討が盛り込まれており、税等の徴収、資産の捕捉、公営サービスのコストカット、医療産業・IT産業の利権拡大が図られる危険性を秘めている。

ドイツでは、「人格の尊重」や「人格権の侵害」として1976年に廃止され、イギリスでは、国民ID番号・カードは2010年で廃止されている。日本においても、近年だけで「年金機構」、「東京商工会議所」、民間通信教育企業「ベネッセコーポレーション」での大量情報流失事故が発生しているように、人間が作り、運用する以上、100%の安全はあり得ない。また不正取得やカードの偽造、なりすまし犯罪等の危険は避けられない。

制度導入には3,000億円以上の税金が投じられ、維持管理費も多額の費用が発生する。さらに、マイナンバーの管理責任が発生する中小企業にも重い負担のしかかり、管理責任、費用と国民への負担は重くなるばかりである。

については、国におかれては、多くの問題を抱えるマイナンバー制度の実施を中止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 崎 正 昭 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 植 田 喜 裕

意見書案第8号

消費税10%への増税中止を求める意見書

政府は、2017年4月から消費税率の10%への引き上げを実施しようとしている。しかし、昨年4月の8%の増税で、2014年度のGDP（国内総生産）はマイナスとなり、日本経済は所得と消費が冷え込む深刻な不況に落ち込んでいるが、それにさらに追い打ちをかけることになる。

そもそも何のために消費税増税を行うのかの根拠もことごとく崩れている。

第一に、消費税増税分は「社会保障のため」としているが、この間、年金、医療、介護など、社会保障のあらゆる分野で予算削減を強行してきたことに加えて、昨年6月の「骨太の方針」では、社会保障の自然増を年間3,000億円から5,000億円削減する切り捨て計画を決めている。

第二に、「財政再建のため」というが、空前の収益をあげている大企業に巨額の減税をばらまき、安売法制の具体化として軍事費を初めて5兆円を超える規模に拡大しようとするなど、大企業優遇・大軍拡のためのばらまき財政を進めようとしている。

既に政権与党は、国民の増税への批判をかわすために、食料品を8%に据え置く方針で合意し、これに基づいて2016年度税制改定大綱を決定することとしている。

「軽減税率」を実施してもなお4兆円を超える大増税となり、1家族当たり年4万円以上の負担増となり、逆進性もさらに広がることになる。

国民や中小企業を犠牲にする消費税増税も大企業減税も止め、社会保障に必要な財源は消費税に頼らず、大企業に応分の負担を求め、確保するなど、税制・財政の抜本的な見直しこそ必要である。

については、国におかれては、消費税10%への増税を中止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 崎 正 昭 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
厚生労働大臣	塩 崎 恭 久 殿
農林水産大臣	森 山 裕 殿
経済産業大臣	林 幹 雄 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議員 植 田 喜 裕

意見書案第9号

関西電力高浜原子力発電所3・4号機の再稼働等に反対する意見書

政府と関西電力が東京電力福島原子力発電所で起きた事故の真相究明もなされず、実効性のある住民の避難計画もない中、高浜原子力発電所3・4号機の再稼働を進めようとしていることは重大である。

事故の起こった福島第1原発では放射能汚染水が外洋に流出し続けるなど深刻な事態が続いており、子どもたちの甲状腺がんも多発、さらに多くの避難者がいまだにふるさとに戻ることもできずにいる。

京都府内においても原発の再稼働に対して、「事故が起これば被ばくは避けられない」、「積雪の中で避難などできるのか」など、多くの住民から疑問や不安が表明されており、再稼働の強行も、再稼働強行を前提とした使用済み核燃料中間貯蔵施設の建設も断じて認められない。

については、国におかれては、高浜原子力発電所3・4号機の再稼働方針を撤回するとともに、使用済み核燃料中間貯蔵施設の建設についても中止するよう関西電力に強く要望し、また廃炉方針を一刻も早く確立することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 崎 正 昭 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
経済産業大臣	林 幹 雄 殿
内閣府特命担当大臣（原子力防災）	丸 川 珠 代 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿
資源エネルギー庁長官	日下部 聡 殿
原子力規制委員会委員長	田 中 俊 一 殿

京都府議会議員 植 田 喜 裕

意見書案第10号

教育予算を増やし、35人以下学級の実現と教員定数の拡充を求める意見書

いま学校では、いじめ・校内暴力の深刻化、過去最高水準にある不登校、貧困と格差の広がりなど様々な要因で手厚いケアが必要な子どもが増えており、現行の1学級40人では学級運営が大変なことは、校長、教職員、教育委員会、PTA関係者などが一致して認めている。「35人学級」の実施については、国の財政措置としては、現在小学2年生までとなっているが、既に全国15県で、独自に中学3年生までの全学年で35人以下学級が実施されている。子どもたちを巡る課題の解決に向けて、小・中・高校のすべての学年での35人学級の実施は、もはや一刻の猶予も許されない。

ところが、国の財政制度等審議会は来年度の予算編成に向けた「建議」（意見書）で、小中学校の教職員定数については、2024年度までの9年間で3万7千人の削減が可能とし、来年度予算では3,479人の削減を想定し、12学級未満の小中学校の統廃合を加速させることを求めている。

これに対して、中央教育審議会は、「暴論であると言わざるを得ない」と厳しく批判する異例の緊急提言を採択し、衆議院の文部科学委員会と参議院の文教科学委員会では「到底容認できない」とする全会一致の決議がなされている。

経済協力開発機構（OECD）の調査では、2012年の国内総生産（GDP）に占める公的支出割合は3.5%で、日本は比較可能な32カ国の中で6年連続の最下位となっている。

については、国におかれては、教育予算を抜本的に増やし、小学校から高校までの35人以下学級の実現と教員定数の拡充を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 崎 正 昭 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
文部科学大臣	馳 浩 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議員 植 田 喜 裕

意見書案第11号

国立大学の学費値上げにつながる運営費交付金削減の中止を求める意見書

財務省が、大学予算削減のために、国立大学の授業料引き上げと運営費交付金の大幅削減を提案したことに対し、国立大学協会や中央教育審議会が抗議声明を出すなど、批判と危惧の声が広がっている。

財務省提案は、国立大学に対して運営費交付金に頼るなとし、今後15年間、交付金を毎年1%削減することで、授業料引き上げや産学連携などによる毎年1.6%の自己収入増と、少子化に対応した大学の「規模の適正化」を迫り、高等教育に対する国の責任放棄と言わざるを得ないものである。

自己収入増には限界があり、仮に、授業料引き上げだけで自己収入を増やすとなれば、授業料は16年後には93万円にもなる。高等教育の無償化への流れが進む世界の中で、現在でも「高学費世界一」とされる日本において、更なる大学の「値上げの連鎖」を引き起こす危険がある。

また、運営費交付金は、既に、2004年の国立大学法人化後、1,470億円（11.8%）も削減され、国立大学協会は「運営基盤は急激に脆弱化しており、諸経費の高騰も相まって危機的な状況」と訴えている。さらに運営費交付金を削減すれば、日本の基礎研究の基盤を失いかねない事態である。

日本の大学進学率は、他の先進国と比べても低い現状にある。いま必要なのは、年齢や出身を問わず、誰もが大学で学ぶことができる環境の整備である。

については、国におかれては、国立大学運営費交付金の「毎年1%削減」という財務省提案は、撤回すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 崎 正 昭 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
文部科学大臣	馳 浩 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 植 田 喜 裕

TPP大筋合意の撤回を求める意見書

本年10月5日、アトランタで開催されたTPP閣僚会合において、「大筋合意」に至ったとの発表がなされた。

それを受けて日本政府は、「総合的なTPP関連政策大綱」を決め、今年度の補正予算や来年度予算編成に反映させることとしている。しかし、国会決議で「聖域」とされた農産物重要5品目についても大幅な譲歩を行っていたことへのまともな説明もなく、正文も一切明らかにされない中で、TPP協定成立を既定事実のように進めることは、国会決議にも反するものであり許されない。

明らかになっている中身だけを見ても、牛肉、豚肉の大幅関税引き下げ、乳製品の輸入枠設定、アメリカ、オーストラリアに対するコメの特別輸入枠7万8千トンの設定など、農業・畜産分野には計り知れない影響が出るのは明らかである。しかも、交渉はこれで終わりではなく、細部の協議は続いているとされ、7年後には再協議されることも明記されるなど、非関税障壁の撤廃へと突き進む危険性をはらんでいる。

そもそもTPPは、農業分野はもちろん、医薬品の高騰、皆保険制度の破壊が懸念され、ISDS条項やラチェット条項も盛り込まれるなど、国民のいのち・暮らしの全面にわたっての影響、国民主権の侵害などの重大な問題を抱えるものであり、撤回する以外にない。

については、国におかれては、次の事項を早急に実施するよう強く求める。

- 1 TPP「大筋合意」の詳細と協定文章を速やかに開示し、国会・国民の議論を保障すること。
- 2 全ての二国間交換文章について全文を日本語で公開すること。
- 3 国会決議に反する「合意」は撤回し、協定への調印・批准は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 崎 正 昭 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
農林水産大臣	森 山 裕 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）	甘 利 明 殿

京都府議会議員 植 田 喜 裕